

災害時等における新型コロナウイルスワクチン集団接種の  
初動体制指針

新型コロナウイルスワクチン集団接種（以下、「ワクチン接種」という。）の実施期間中に、災害等により避難所開設の必要性が生じた場合、限られた人員および時間的切迫度に鑑み、ワクチン集団接種に係る初動体制指針を次のとおり定める。

(1) 避難所開設準備段階

- ① ワクチン接種は運営を継続する。
- ② 避難所開設準備は、ワクチン接種対応職員を除いた職員で対応する。

(2) 避難所開設段階（※）

- ① 避難所開設時にワクチン接種を予定または実施している場合は、ワクチン接種を中止とし、ワクチン接種会場に到着している市民の避難誘導・安全確保に努める。
- ② 避難所を開設した日の翌日のワクチン接種は、原則として中止とする。ただし、避難所開設当日に避難所を閉鎖した場合は、この限りでない。
- ③ 避難所を開設した日の翌々日以降は、ワクチン接種の再開に向けて検討する。
- ④ ワクチン接種を中止した場合であっても、接種会場等に一定の職員を待機させ、市民対応および再開に向けた対応にあたる。なお、対応にあたる職員は、常に細心の注意を払い、身の危険が迫っている場合は、市民とともに速やかに避難する。
- ⑤ 避難所は、上記④のワクチン接種対応職員を除いた職員で対応する。

(3) ワクチン接種中止後の対応

- ・中止により、未接種となった市民に対するワクチン接種の振替または追加日程を確保する。特に、2回目の接種予定であった市民については、速やかに接種できるよう至近での日程において時間延長をするなど、日程確保に努める。

(4) 新型コロナウイルス対策本部の開催

- ・ワクチン接種に係る緊急的な判断が必要な場合は、市災害対策本部と並行して開催するなど、柔軟かつ迅速な対応に努める。

※本市の避難所開設の目安（防災課資料より）

- ・地震の場合 震度5弱で、必要に応じて災害警戒本部等を設置し、被害状況に応じて避難所を開設する場合あり
- ・風水害の場合 局地的な災害が発生し被害が拡大する恐れがあるとき、または、市長が必要と認めたときに災害警戒本部を設置し、避難所を開設